

環境に関する市民アンケート調査結果の概要

< アンケート対象と目的 >

アンケートの対象と調査方法とスケジュールを以下に示します。

アンケートの対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
児童生徒	・本市の全小中学校、高校対象(小学校 10 校、中学校 6 校、高校 4 校) 小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生 (各校 1 クラスずつ)	学校を通じて配布・回収を行った。	配布 平成 12 年 11 月 20 日 回収 同 12 月 4 日
教師	・本市の全小中高校のクラス担任		
市民	・20 歳以上の市民 2,000 人 地区別無作為抽出	郵送による配布・回収を行った。 回収率向上のため、お礼状を発送した。	発送 平成 12 年 11 月 20 日 回収締め切り 同 12 月 4 日
事業所	・本市の事業所 200 件 ・業種別に抽出		

< 回収数 >

アンケートの回収数を以下に示します。

アンケートの回収数

対 象		回収数		備 考
		配布数		
市 民		2,000	1,086 (54.5%)	9 枚は宛先不明のため返送
事業所		200	85 (43.1%)	3 名は宛先不明のため返送
児童・生徒	小学校	318		市内全 10 校
	中学校	225		市内全 6 校
	高 校	165		市内全 4 校
教 師	小学校	185		市内全 10 校
	中学校	104		市内全 6 校
	高 校	94		市内全 4 校

注：() 内は回収率を示す。

< アンケート調査結果の整理方法 >

複数回答が可能な質問では、回答割合の基数は不明を含めた回答者数(回収数)とし、その項目に つけた人が全回答者の何%か、という整理方法としました。このため、各項目の回答割合を合計しても、100%にはならないことがあります。

資料編

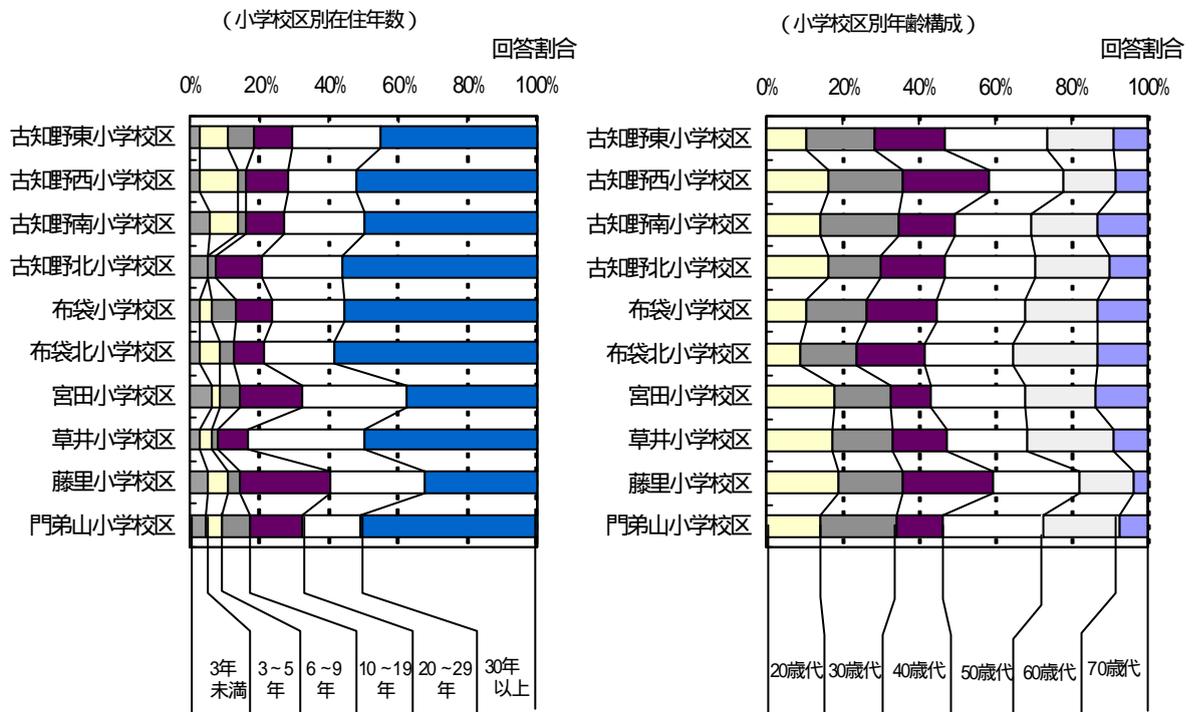
< アンケート調査結果 >

アンケートの調査結果のうち、現在の環境に対する評価、将来の環境に関することや行動の実態に関することについて、抜き出して示します。

1. 小学校区別回答者の属性について

市民アンケートの回答者の小学校区別の属性を示します。

藤里・門弟山・宮田小学校区は、江南市在住年数 20 年以上の方の割合が他の小学校区よりも低くなっています。古知野西・藤里小学校区は 50 歳未満の方の割合が高く、全体的に若い世代の割合が他の小学校区よりも多くなっています。



アンケート回答者の属性

2. 現在の環境について

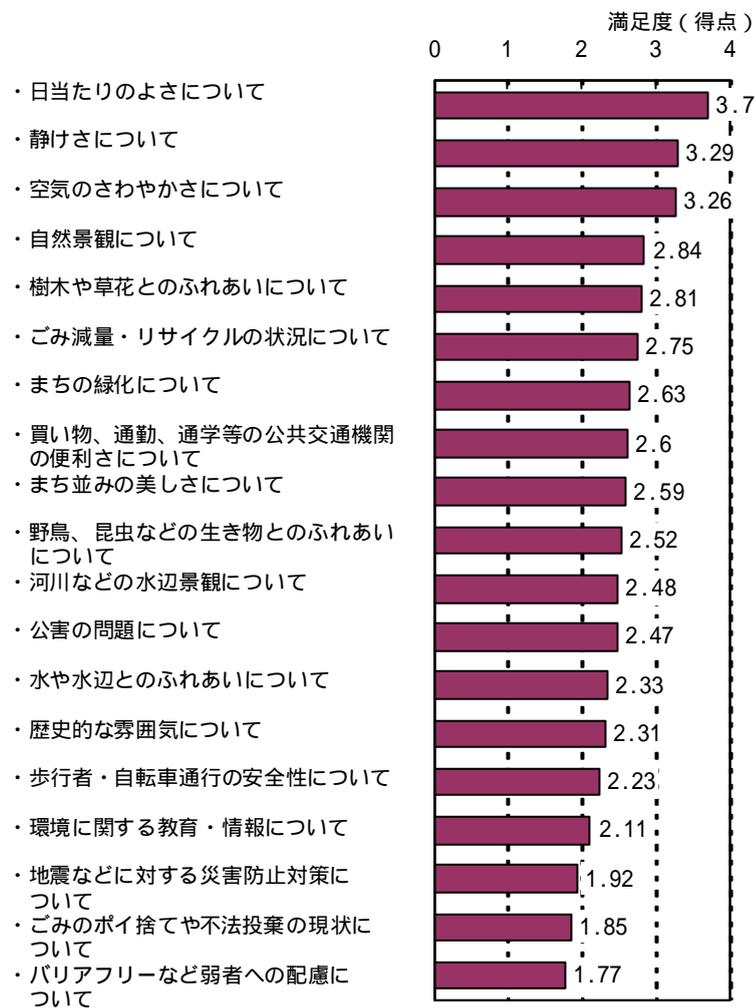
2.1 周辺環境に対する満足度

市平均

周辺の環境に対する満足度を以下に示します。

全体的に、周辺の環境に対する満足度は低くなっています。

周辺の環境に対して、日当たりのよさ、静けさなど公害に関することには満足度が高いのですが、バリアフリー、ごみのポイ捨てや災害対策防止など都市・快適性に関すること、生き物や水辺とのふれあいなどのうるおいに関することは満足度が低くなっています。



周辺の環境に対する満足度

小学校区別満足度比較

満足度（得点）の市平均を以下に示します。

各区分の市平均は、公害に関することを除いて3.00を下回っており、市民は周辺環境に対して満足していないことが分かります。なかでも、環境に関する教育・情報に関することは、満足度が2.11で、どちらかという不満を感じています。

満足度（得点）の市平均

うるおいに関すること	快適性に関すること	公害に関すること	ごみに関すること	環境に関する教育・情報に関すること	全体平均
2.60	2.29	3.18	2.30	2.11	2.55

周辺の環境に対する満足度（市民小学校区比較）を以下に示します。

全体的な満足度

布袋小学校区は、すべての区分において周辺環境に対する満足度が市平均よりも高くなっています。一方、門弟山・古知野北小学校区は、全ての区分において周辺環境に対する満足度が市平均よりも低くなっています。

うるおいに関すること

木曽川に面し緑地の多い草井・藤里・宮田小学校区で満足度が高くなっています。一方、市の中心部にある古知野南・門弟山小学校区などは満足度が低くなっています。

快適性に関すること

比較的まとまったまち並みの江南団地がある藤里小学校区や、寺社や史跡が多く布袋駅のある布袋小学校区の満足度が高くなっています。一方、バス路線のない古知野北小学校区や古知野東・草井小学校区などは、満足度が低くなっています。

公害に関すること

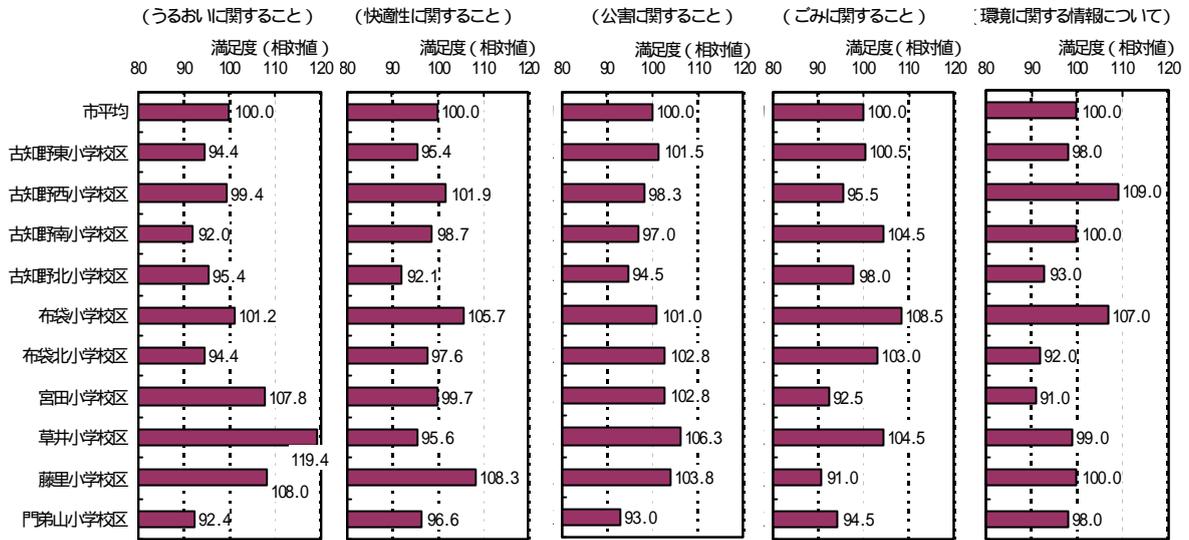
公害に関することとしては、木曽川に面している草井・藤里・宮田小学校区や布袋北小学校区の満足度が高くなっています。一方、門弟山小学校区や工業地域が入り組んでいる古知野北小学校区などの満足度が低くなっています。

ごみに関すること

ごみに関することとしては、布袋・古知野南・草井小学校区などの満足度が高くなっています。一方、平均在住年数の短い藤里・宮田小学校区などの満足度が低くなっています。

環境教育・情報に関すること

環境に関する教育・情報に関することとしては、古知野西・布袋小学校区の満足度が高くなっています。一方、宮田・布袋北・古知野北小学校区で満足度が低くなっています。



周辺の環境に対する満足度（市民小学校区比較）

資料編

2.2 江南市の環境ですぐれているところと良くないところ

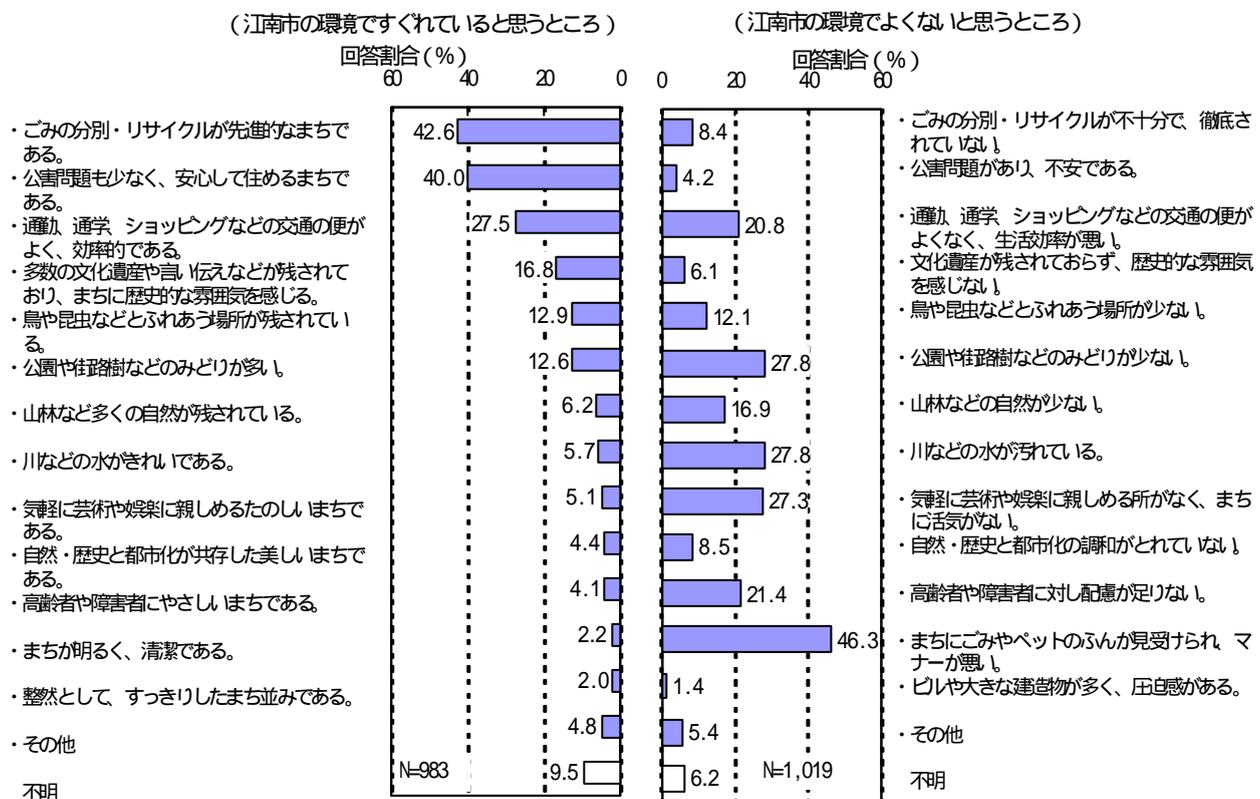
環境のすぐれているところと良くないところを次に示します。

全体的にすぐれているところと良くないところの評価は、図に示すように相関が取れており、回答の多いものは市民から見た本市の環境の特徴を示しているといえます。

本市の環境の特徴

- 「ごみの分別・リサイクルが先進的なまちである」
- 「公害問題も少なく、安心して住めるまちである」
- 「多数の文化遺産や言い伝えなどが残されており、まちに歴史的な雰囲気を感じる」
- 「まちにごみやペットのふんが見受けられ、マナーが悪い」
- 「公園や街路樹などの緑が少ない」
- 「川などの水が汚れている」
- 「気軽に芸術や娯楽に親しめるところがなく、まちに活気がない」
- 「高齢者や障害者に対し配慮が足りない」

ただし、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便がよく、効率的である」はすぐれているところの上位(27.5%)にあります。また、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便が悪く、生活効率が悪い」ので良くないところにあげるとする意見(20.8%)がありました。また、まち並みの整然さ・圧迫感、自然・歴史と都市化の調和については、すぐれているところにも良くないところにも回答が少なく、意識されていないと考えられます。



環境のすぐれているところと良くないところ

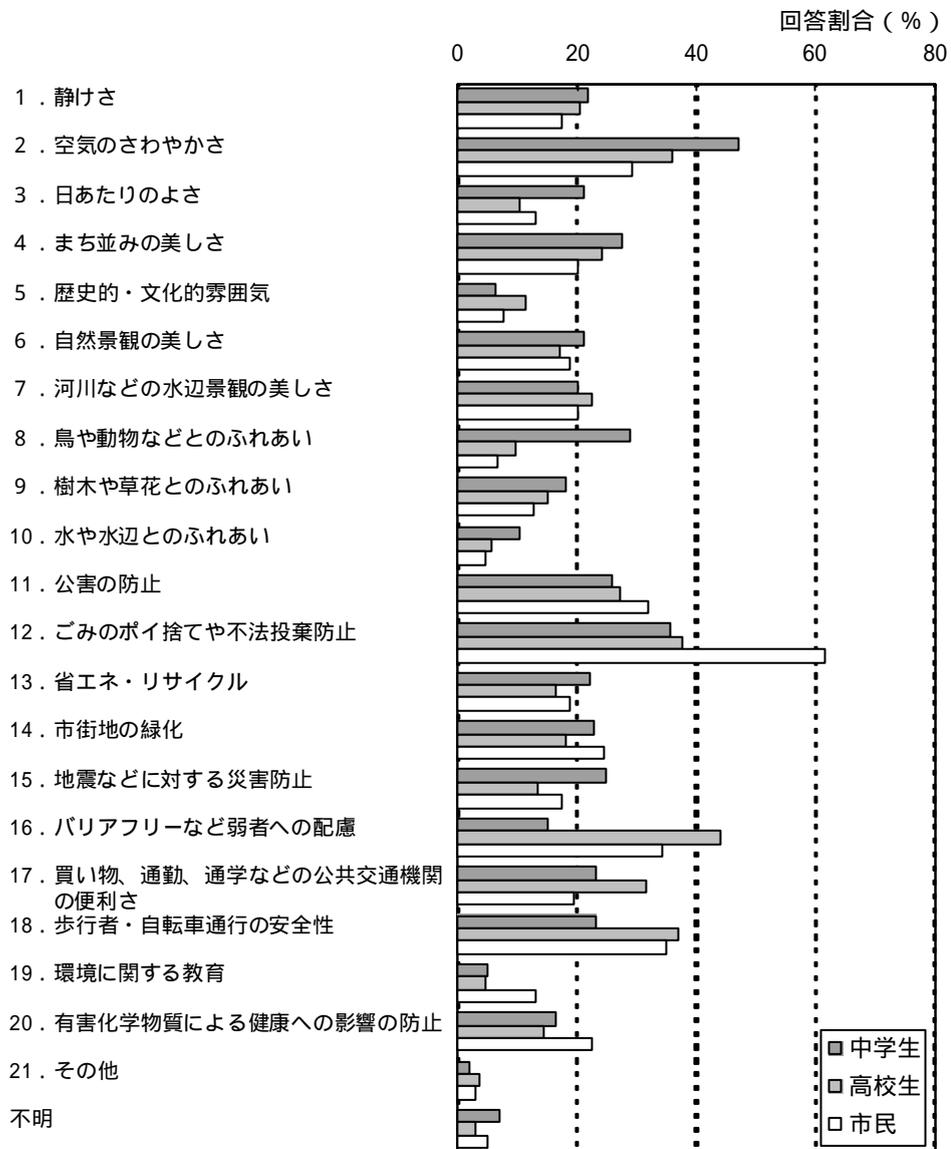
3. 将来の良い環境に重要なこと

中学生・高校生・市民との比較

良い環境に重要なことについて、中学生・高校生・市民の比較を以下に示します。

良い環境に重要なこととして、市民では「ごみのポイ捨てや不法投棄防止」が最も多い回答となっています。中学生では「空気のさわやかさ」、高校生では「バリアフリーなど弱者への配慮」が最も多い回答になっています。また、「ごみのポイ捨てや不法投棄防止」は中学生・高校生については2番目に多い回答になっています。

中学生では、「空気のさわやかさ」、「まち並みの美しさ」や「鳥や動物などとのふれあい」などを重要なことと考えていますが、高校生・市民と年齢が上がるにつれ「バリアフリーなどの弱者への配慮」、「歩行者・自転車通行の安全性」などの回答が増え、都市の快適性に関することの重要性が増しています。



良い環境に重要なこと（中学生・高校生・市民比較）

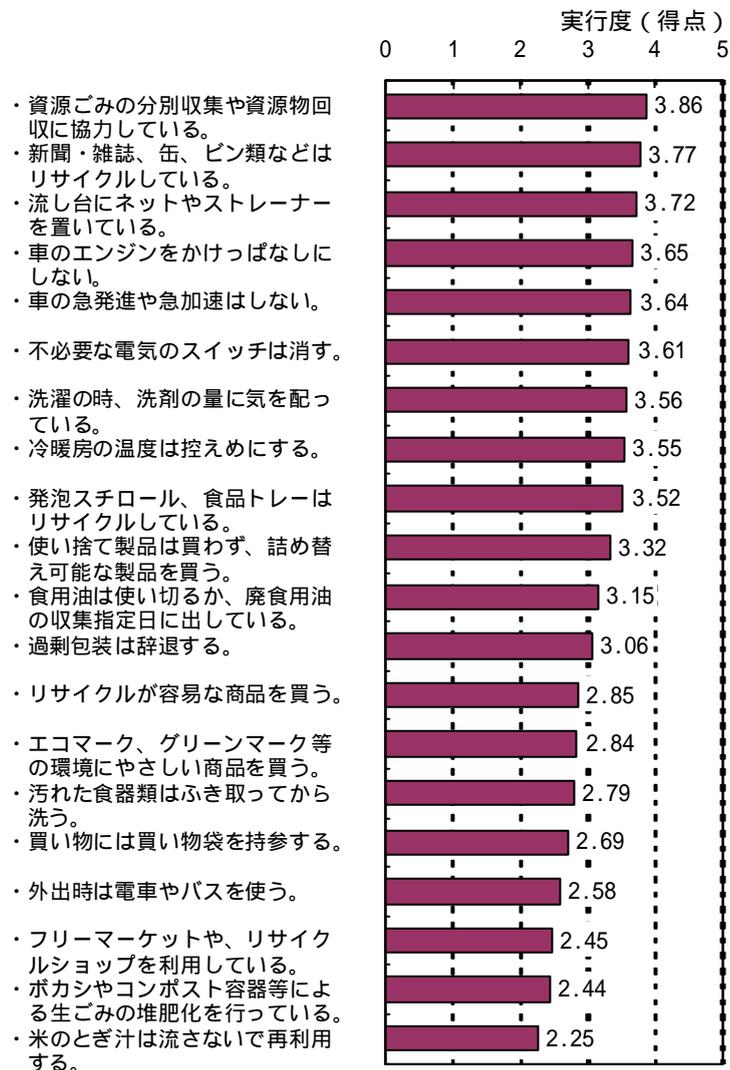
資料編

4. 環境に配慮した行動について

4.1 環境に配慮した行動の実行度

環境に配慮した行動の実行度（市平均）を以下に示します。

資源ごみの回収などリサイクルへの協力に関する行動は実行度が高くなっています。一方、実行度が3より低いものを見ると、「リサイクルが容易」、「エコマーク、グリーンマーク」、「買い物の袋持参」など、ものを購入する際に気を付けるものがあります。ものを購入する時から様々な環境への配慮が求められることが、理解されにくいようです。



環境に配慮した行動の実行度（市平均）

小学校区別実行度比較

実行度（得点）の市平均を以下に示します。

質問項目を4つの区分に整理し、それぞれの区分について実行度を出して小学校区ごとに比較しました。（市平均を100とした相対値で示しています）

なお各区分の市平均は、すべて3.0以上あり、市民は環境に配慮した行動を、「常に」ではありませんが実行していることが分かります。

実行度（得点）の市平均

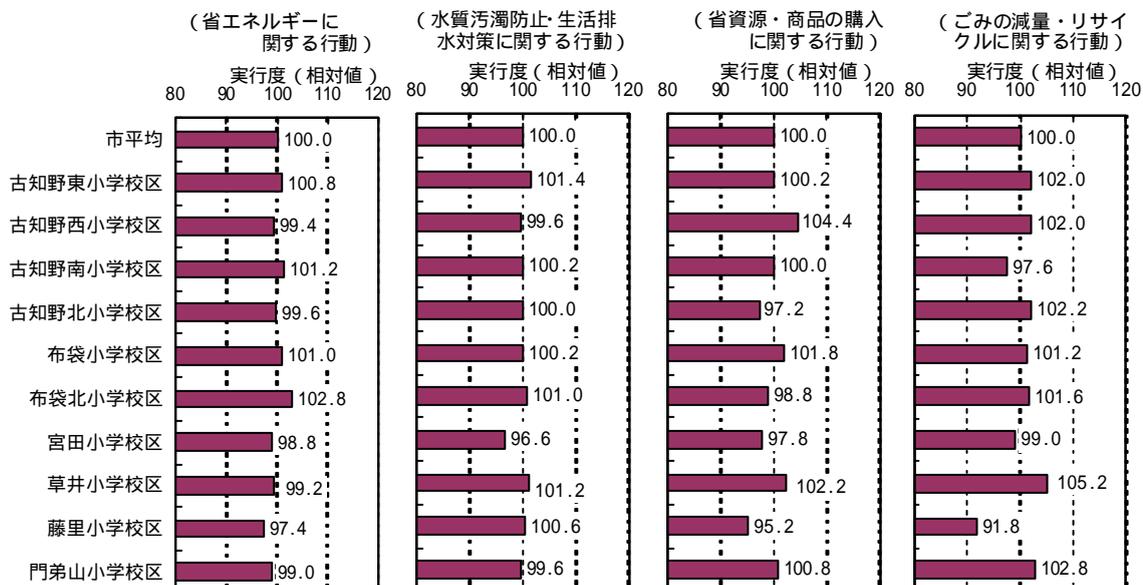
省エネルギーに関すること	水質汚濁の防止・生活排水対策に関すること	省資源・商品の購入に関すること	ごみの減量・リサイクルに関すること	全体平均
3.4	3.1	3.0	3.2	3.17

環境に配慮した行動の実行度（小学校区比較）を以下に示します。

小学校区間で、実行度に大きな差は見られませんでした。しかし宮田・藤里小学校区は、全体的に実行度が市平均よりも低くなっています。この2つの小学校区は、在住年数が短い方の割合が高くなっています。

ごみの減量・リサイクルに関する行動は、藤里小学校区の実行度が著しく低くなっています。藤里小学校区は江南団地があるため、生ごみの堆肥化を導入しにくい面もありますが、その他のリサイクルに関する行動についても実行度が高くありません。藤里小学校区は、ごみに関することでは最も満足度が低く、今後は満足度・実行度とも向上する方策を検討する必要があります。

環境に配慮した行動は、啓発・PRが重要ですが、現在の環境教育・情報に関する満足度は、低くなっていました。環境教育・情報について最も満足度の低い宮田小学校区は、実行度も全体的に低くなっています。有効な環境教育・情報の伝達方法を検討し、環境にやさしい行動の実行度を向上させる必要があります。



環境に配慮した行動の実行度（市民小学校区比較）

資料編

児童・生徒の環境に配慮した行動

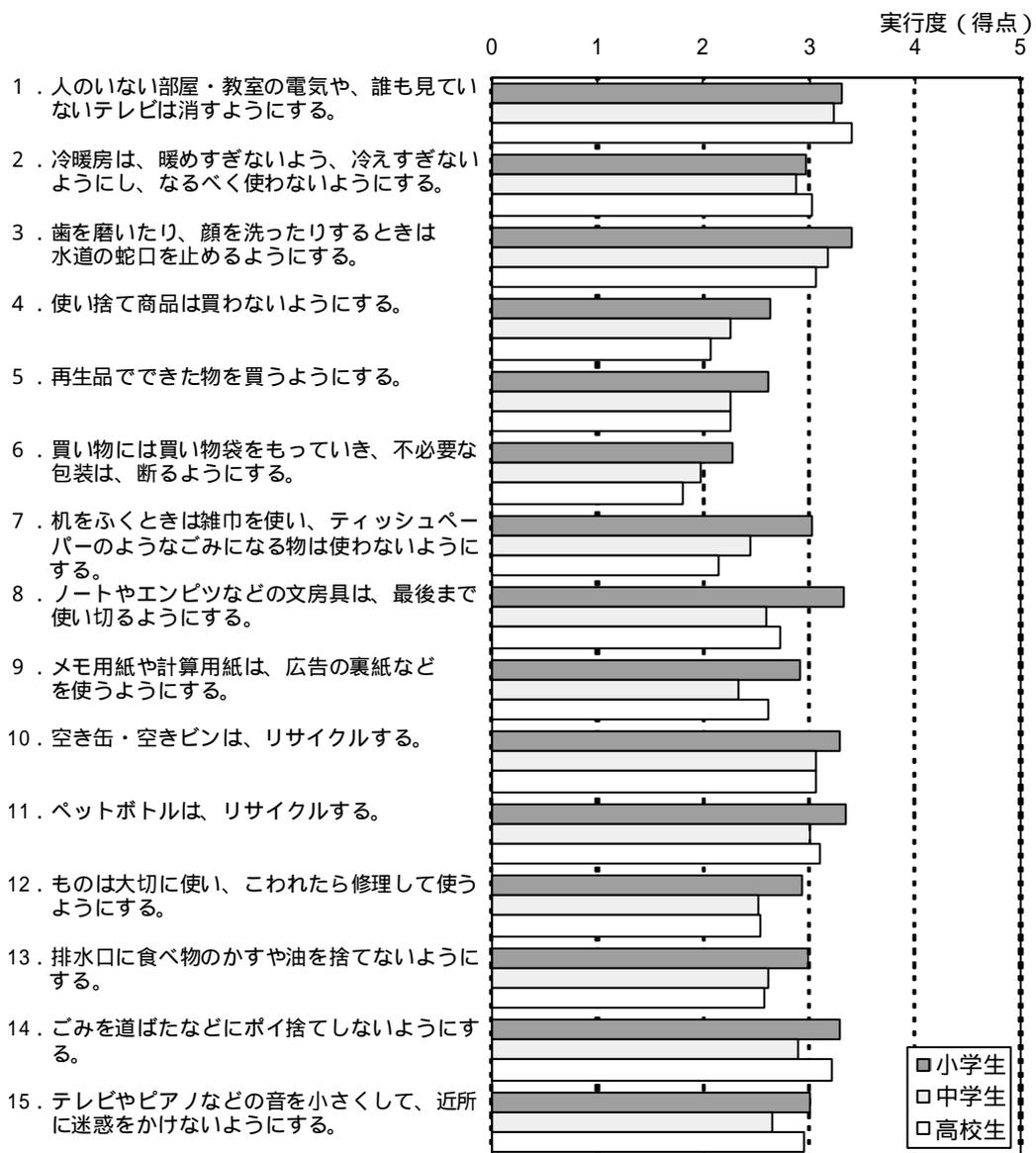
環境に配慮した行動（児童・生徒の比較）を以下に示します。

児童・生徒の行動についても、「している」「するつもりはない」などについて4段階で得点化し、実行度を算出しました。

「している（「いつもしている」を含む）」に該当する実行度3以上の行動は、小学生で8件、中学生で4件、高校生で6件と中学生が最も実行度が低くなっています。

今回のアンケートでは、ごみのポイ捨てに対する市民の不満が高いことが分かりましたが、児童・生徒の行動の「ごみをポイ捨てしないようにする」は、実行度約3で「ときどき」程度にとどまっています。

また、買い物袋持参や使い捨て商品を買わないなど、買い物の際に気を付けることについても実行度が低く、ごみ減量化に向けての運動を浸透させる必要があります。

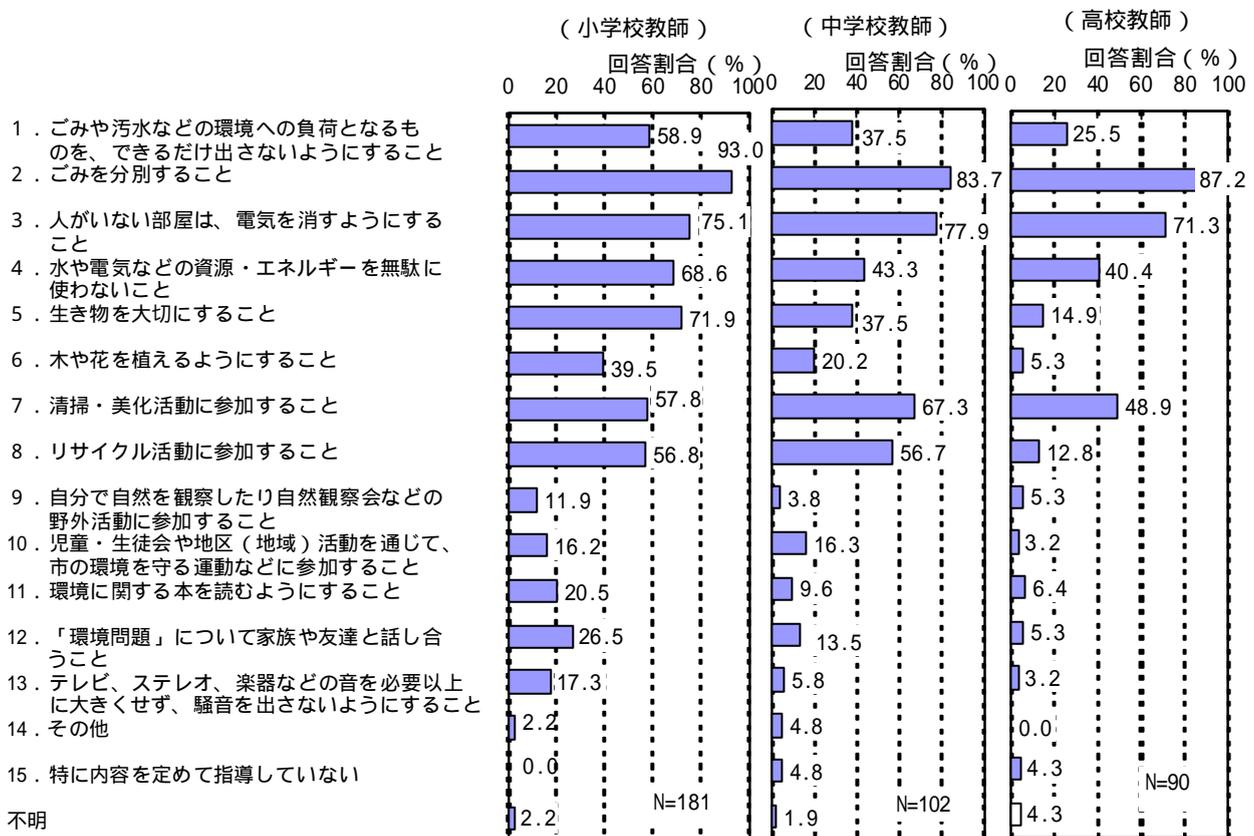


環境に配慮した行動の実行度（児童・生徒比較）

4.2 指導している内容について

教師が指導している内容（小中学校・高校比較）を以下に示します。

小中学校・高校の教師が、環境に配慮した生活を送るため、児童・生徒に指導していることは、「ごみを分別すること」が最も多くなっています。小学校教師では、「生き物を大切にすること」、「ごみや汚水などの環境への負荷となるものを、できるだけ出さないようにすること」、省資源・省エネルギーに関することなどの回答が多いのですが、中学校・高校へと生徒の年齢が上がるにつれ、回答が少なくなります。他市町から通学する生徒のいる高校では、地域単位で行われることの多いリサイクル活動への参加呼びかけは少なくなっています。



教師が指導している内容（小中学校・高校比較）

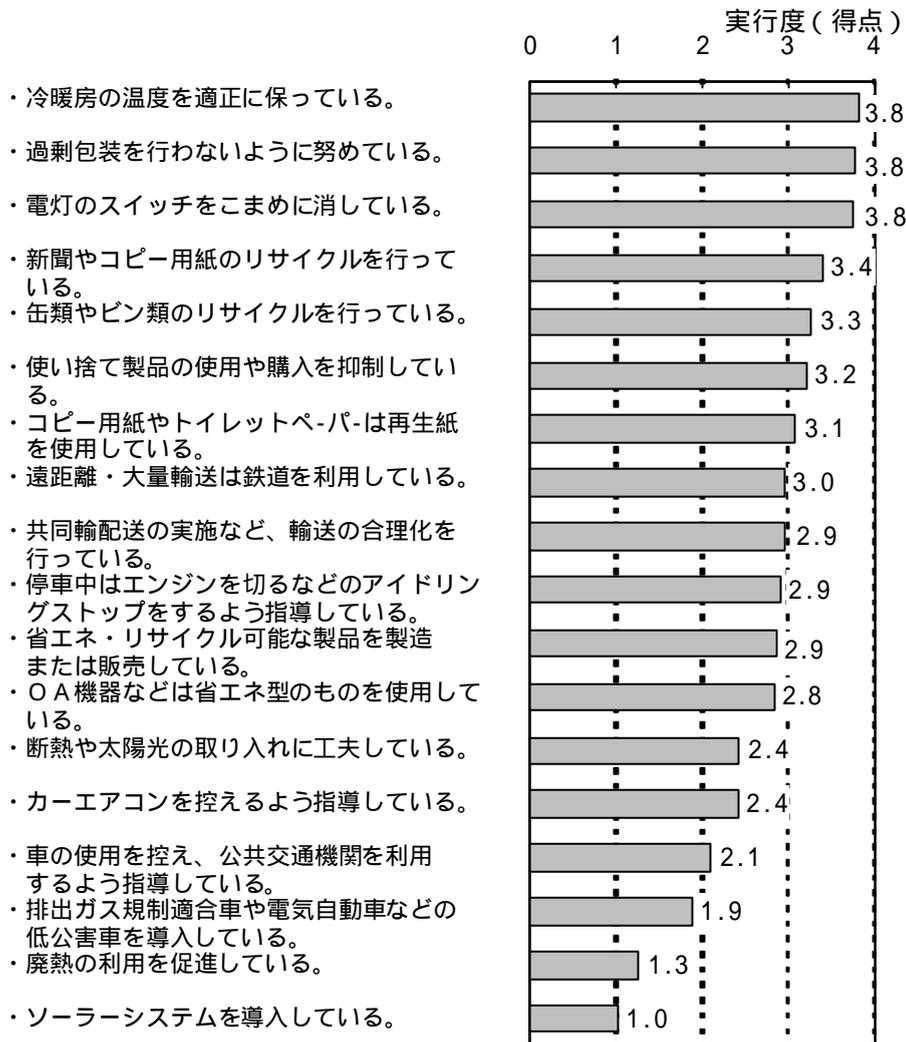
資料編

4.3 事業所が取り組んでいる行動の実行度

事業所が取り組んでいる省エネ・リサイクルに関する行動の実行度を以下に示します。省エネ施設の整備に関する行動の実行度は約1で、取り組む予定のある事業所はほとんどありませんが、OA機器の省エネ化などには取り組む予定のある事業所があります。

事業所内で発生したごみの資源化（リサイクル）や、節電に関する行動は実行度が高くなっています。

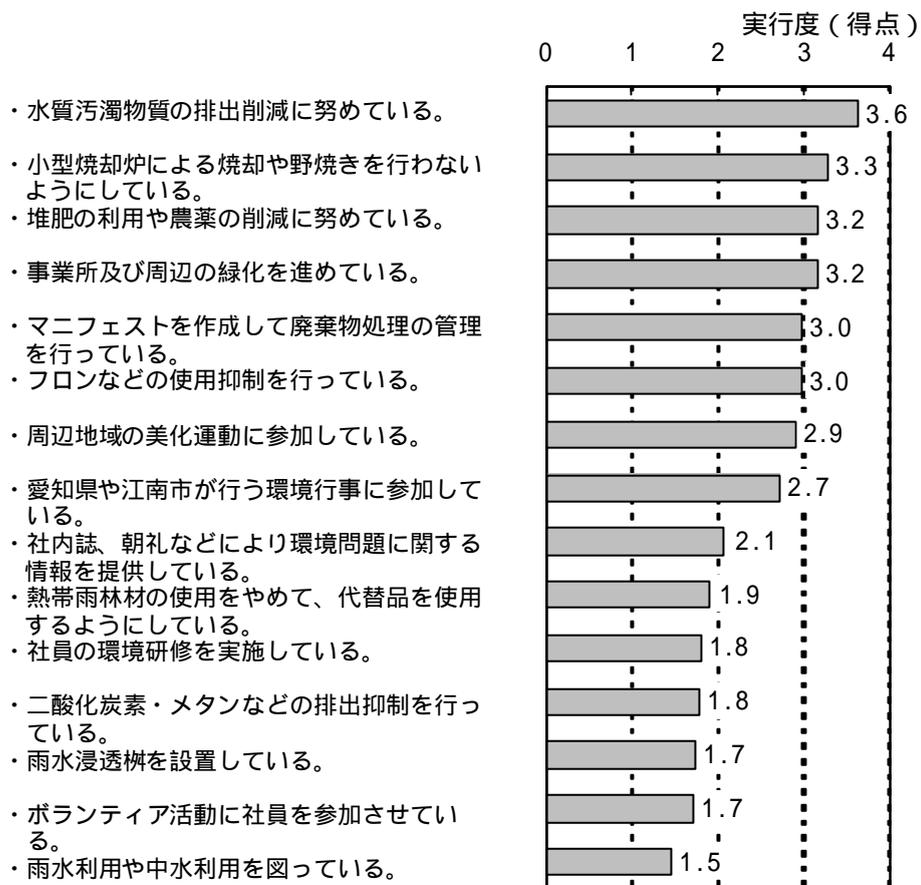
(省エネ・リサイクルに関する行動)



省エネ・リサイクルに関する行動の実行度(事業所)

社員教育・地球環境に関する行動の実行度を以下に示します。雨水浸透柵や雨水利用施設の整備は、市が補助金を交付しているものの、およそ5年以内にも取り組む予定がありません。一方、水質汚濁物質の排出削減、マニフェスト作成やフロンの使用規制など法的規制のある行動は実行度が高くなっています。また、小型焼却炉による焼却や野焼きの自粛について実行度が3.3で、まだ周知されていないようです。

(社員教育・地球環境問題に関する行動)



社員教育・地球環境に関する行動の実行度 (事業所)

環境基準

環境基準は「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法の規定により定められています。

< 大気質 >

大気汚染に係る環境基準は、平成 13 年 4 月の改正により以下に示す 9 物質について定められており、工業用地域や車道その他一般公衆が通常生活していない地域、あるいは場所では適用が除外されています。

大気質の環境基準

二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素
1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ベンゼン
1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48.5.8 環境庁告示）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53.7.11 環境庁告示）
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9.2.4 環境庁告示）

< 水質 >

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域（河川、湖沼及び海域など）について定めたもので、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」からなっています。

平成 11 年 2 月の改正により、「人の健康の保護に関する環境基準」に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素の 3 項目が追加されました。

また、地下水においては、「人の健康の保護に関する環境基準」と同様の環境基準が「地下水の水質汚濁に係る環境基準」として定められています。

人の健康の保護に関する環境基準 及び

地下水の水質の汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
クロム(6価)	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ホウ素	1 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46.12.28 環境庁告示）
 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9.3.13 環境庁告示）

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN /100ml 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100ml 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN /100ml 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2 mg/L 以上	-

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46.12.28 環境庁告示）

< 土壌汚染 >

土壌の汚染については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」により、農用地における調査、対策などが行われてきましたが、平成3年度の環境庁告示により、「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準が設定され、市街地も含めた全ての土壌環境の保全の取り組みがなされることとなりました。

土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3.8.23 環境庁告示）

資料編

< 騒音 >

騒音に係る環境基準は、平成 11 年 4 月 1 日より、従来の L_{50} (中央値) 評価から Leq (等価騒音レベル) 評価に変更されました。

騒音の環境基準

地域の区分 及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特 例	
	A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する 道路に面する 地域	B 地域のうち 2 車線以上の 車線を有する 道路に面する 地域及び C 地 域のうち車線 を有する道路 に面する地域		
基準 値	昼 間	50 dB 以下	55 dB 以下	60 dB 以下	60 dB 以下	65 dB 以下	70 dB 以下 *45 dB 以下
	夜 間	40 dB 以下	45 dB 以下	50 dB 以下	55 dB 以下	60 dB 以下	65 dB 以下 *40 dB 以下
備 考							
1 地域の類型 (愛知県) A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 (該当なし) A : 専ら住居の用に供される地域 (第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域) B : 主として住居の用に供される地域 (第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域) C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域) 2 時間の区分 昼間: 午前 6 時から午後 10 時まで 夜間: 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで 3 * は屋内へ透過する騒音に係る基準 (個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。) 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。							

出典: 「騒音に係る環境基準について」 (平成 10.9.30 環境庁告示)
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」 (平成 11.3.26 愛知県告示)

航空機騒音に係る環境基準について

地域の類型	基準値 (単位 W E C P N L)
I	70 以下
II	75 以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典: 「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和 48.12.27 環境庁告示第 154 号)
 (改正 平 5 環告 91)

< ダイオキシン類 >

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準としてダイオキシン類の環境基準が定められています。

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	環境基準	備 考
大 気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
水 質	1 pg-TEQ / L 以下	水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
土 壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
備 考		
1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」
 (平成 11.12.27 環境庁告示第 68 号)

用語集

【あ行】

ISO14000 シリーズ

国際標準化機構（ISO）が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格（国際規格）のこと。このうち、ISO14001 は、組織が環境マネジメントシステムに適合していることを表明する場合に用いられる規格で、事業者は、審査機関に申請して合格すると、規格適合の認証を取得できる。有効期限は3年で、更新することができる。

これは企業だけにとどまらず、あらゆる組織、団体を対象にした規格であり、地方自治体などの行政においても取得する動きがある。

アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

アジェンダ 21

「アジェンダ」とは取り組むべき課題のことで、アジェンダ 21 は、各国政府及び各国国際機関が 21 世紀に向け持続可能な開発を実現するために、実行すべき行動計画。アジェンダ 21 の内容をフォローするために、平成 9 年（1997 年）6 月「アジェンダ 21」の実施状況の全般的なレビューと評価のための国連特別総会」が開催され、実施状況の全般にわたる審査と評価がなされ、アジェンダ 21 の一層の実施のための計画が採択されている。

硫黄酸化物

石油や石炭などの化石燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄（SO₂）は呼吸器系への悪影響があり、四日市喘息などの原因となった。また、酸性雨の原因のひとつになっている。

エコマーク

「私たちが手で地球を守る」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマーク。（財）日本環境協会が認定を行っている。

オープンスペース

広々とした空間のこと。公園・広場など、建物によって覆われていない土地の総称。市街地では休息の場所や防災上の避難場所として確保されることがある。

オゾン

放電、紫外線の照射などにより生じる臭気のある気体である。酸化力が強く、光化学スモッグの原因物質である。

人体への影響は、高濃度の時には気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫をおこすおそれがある。

オゾン層

オゾンを高濃度を含んでいる地表から 20～25km の下部成層圏にある層。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域のなかで、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。

近年、大気中に放出されたフロンやハロンなどのオゾン層破壊物質が下部成層圏で波長 200～220nm の太陽紫外線を受けて分解し、放出された塩素原子がオゾン分子と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素などがある。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境への BOD 負荷の排出は約 1/8 に抑えられる。

家電リサイクル法

この法律は、特定家庭用機器廃棄物の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としている。

家庭から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、消費者が収集・運搬及び再商品化などの料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り、製造業者などへ引き渡す義務を負い、製造業者などは再商品化など（リサイクル）する義務を果たすことを基本とし、このシステムの整備を進めるものである。現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 製品が対象となっている。

環境汚染物質排出・移動登録（PRTR）

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するもの。化学物質の排出及び移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものである。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染及び地下水について定められている。

環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成 5 年（1993 年）11 月に新たに制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。

環境と開発に関するリオ宣言

地球サミットで発表された宣言。各国は国連憲章などの原則に則り、自らの環境及び開発政策により自らの資源を開発する主権的権利を有し、自国の活動が他国の環境汚染をもたらさないよう確保する責任を負うなど 27 項目にわたる原則によって構成されている。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

環境マネジメントシステム

企業などの組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標及び方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムともいわれる。ISO 14000 シリーズは、企業などの組織が環境マネジメントを行うときの組織内システムのあり方を定めた国際規格である。

環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)を示す。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価される。

気候変動枠組条約

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約。平成 3 年（1991 年）2 月から政府間交渉会議が開かれ、平成 4 年（1992 年）5 月 9 日に採択された。我が国は平成 4 年（1992 年）6 月 13 日に署名、平成 5 年（1993 年）5 月 28 日に受託書を国連事務総長に寄託した。全体が 26 カ条で構成される。平成 5 年（1993 年）12 月に締約国が 50 カ国に達し、平成 6 年（1994 年）3 月に発効した。

京都議定書

平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

近隣騒音

家庭のピアノ、クーラーからの音、ペットの鳴き声などの生活騒音、飲食店営業などの営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音などのこと。

クリーンエネルギー

環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーや、電力、LNG（液化天然ガス）などの二次エネルギーがあげられる。

グリーン購入法

この法律は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国などの機関にグリーン購入の取組を義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めている。

資料編

グリーンバンク

不要となった樹木を市が引き取り、公共施設への植栽などに活用する制度。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマーク。
(財)古紙再生促進センターが認定を行う。

建設リサイクル法

副産物のリサイクルを進めることを目的とした法律。

建築物などによる分別解体など及び再資源化などの義務づけ、分別解体など及び再資源化などの実施を確保するための措置、解体工事事業者の登録制度の創設、再資源化及び再生資材の利用促進のための措置などを定めている。

光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)などの酸化力の強い物質の総称。大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い日射を受け光化学反応を起こし、生じたもの。人体への影響は、高濃度の時には眼を刺激し、呼吸器、そのほかの臓器に影響を及ぼすといわれている。また、オキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い春～夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

コジェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房など低温で間に合う用途に利用するシステム。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率で70～80%まで向上する。

こどもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境庁が平成7年(1995年)から募集し、発足したクラブ。各クラブは小中学生数人から20人程度で構成される。本市では、環境課でこのクラブの登録を行っている。

【さ行】

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの19種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっている。このため、一般にはpH5.6より低い雨を酸性雨という。酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大

気汚染物質といわれている。これらの主な発生源は、工場や自動車など的人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。欧米では、湖沼や森林などの生態系への被害も発生している。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略。海域や湖沼における主として有機物による水の汚れ度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤(過マンガン酸カリウム)で化学的に酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。値が高いほど、汚濁が進んでいることを意味する。

資源有効利用促進法

「再生資源利用促進法」に、企業が回収した製品などを再利用するリサイクル対策強化と、廃棄物の発生を抑制するリデュース、製品や部品などを再使用するリユースの「3R」が新たに導入され成立した。使用後の廃棄量が多い製品について、省資源・長寿命化の設計・製造、修理体制の充実などを事業者には義務づけ、部品などの再使用が容易な製品設計・製造、使用済み製品から取り出した部品の再使用なども定めている。また、スラグ、汚泥などを削減するため、事業者が副産物の利用を促進し、計画的にリサイクルを行なうよう義務づけた。

持続可能な開発

「持続可能な開発」の概念は、国連の「環境と開発に関する世界委員会」が昭和62年(1987年)4月に発行した報告書に盛り込まれ、世界的に注目を浴びた概念である。この報告書によると、「持続可能な開発とは、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義している。また、平成4年(1992年)に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、世界自然保護基金(WWF)が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した用語であって、自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。我が国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に制定された。

食品リサイクル法

食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行ない、飼肥料などの原材料としての利用を進めることを目的とする法律。再生利用や発生抑制、減量化の目標・方策などの基本方針に従い、製造、流通、外食などの食品関連事業者が基準に従い再生利用などに取り組む仕組み。食品廃棄物を飼肥料化する事業者の登録制度創設などによる再生利用促進も盛り込まれている。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川などの水辺に近づき、身近に親しむこと。

水源涵養機能

森林が有している機能のひとつで、地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のこと。樹木、落ち葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることができ、洪水調節、渇水緩和など河川流量の平準化、地下水の維持などができる。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、ひとつの機能的な単位を成している複合体をいう。

【た行】

ダイオキシン類

平成 11 年（1999 年）7 月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルと規定された。ごみの焼却などにより非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成 10 年（1998 年）10 月に公布された法律。

この法律は、平成 9 年（1997 年）12 月の「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（温暖化防止京都会議）」で決まった議定書において、日本に温室効果ガスの排出量を 2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）の間に 1990 年（平成 2 年）レベルよりも 6%削減することが義務づけられたのを踏まえ、国や自治体に削減の実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を図るものである。

そのなかで、国の責務として、温室効果ガス排出を抑制するため、自治体や国民の取り組み内容を示す基本方針を策定するとともに、自らの排出を抑制するための実行計画を策定し、実施状況を公表することとしている。都道府県や市町村も、国と同様、実行計画を策定、公表するとしており、また国民の責務として日常生活における温室効果ガスの削減を掲げ、これまで

基本的には排出自由であった温暖化ガスの抑制、削減に努めることとしている。

地球サミット（国連環境開発会議）

昭和 47 年（1972 年）6 月ストックホルムで採択された国連人間環境会議の 20 周年にあたる平成 4 年（1992 年）6 月 13 日に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する会議。この会議には約 180 カ国が参加し、100 カ国余りの元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてないほどハイレベルかつ大規模な会議となった。この会議では、気候変動枠組条約と生物多様性条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ 21 及び森林基本原則声明などの文書も合意された。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にともなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

中水

水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに、雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

低公害車

従来に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車や、低燃費かつ低排出ガス認定車があげられる。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法（舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透）。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・涵養、街路樹の育成及び雨水流出抑制などの効果がある。

都市・生活型公害

従来の産業に起因する公害ではなく、都市化の進展や生活様式の多様化によって環境への負荷が高まることにより生じる公害のこと。自動車の騒音や排ガスによる大気汚染、生活雑排水の流入による都市内河川汚濁、近隣騒音、廃棄物の増加などがある。

資料編

【な行】

二氧化硫黄

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二氧化硫黄は直接、あるいは粉じんに吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物などにも被害を及ぼすこともある。

二氧化硫素

石油、ガスなどの燃料の燃焼にともなって発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器系に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質のひとつとなる。

【は行】

廃棄物処理法

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理をし、同時に生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。平成12年6月の改正では、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、都道府県廃棄物処理計画の策定、多量排出事業者の処理計画の策定、廃棄物処理センター制度の見直し、廃棄物の適正処理のための規制強化などが盛り込まれた。

バリアフリー

高齢者や障害者などの生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

pH（水素イオン濃度指数）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH7が中性、7より大きくなるとアルカリ性、7未満が酸性となる。pHが6.5～8.5の範囲を出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響がでるといわれ、魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略。河川などの水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多い。

ppm

ppm(parts per millionの略)は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が百分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味する。

例えば、空気中1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg中に1mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmという。

ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味する。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされている。一般にはトンボ池などある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間などとして幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念である。

人にやさしい街づくり基本計画

本市が策定した計画で、子ども、老人、障害者などのすべての人が、公共施設や店舗などを円滑に利用できるまちづくりを推進するための基本方針などを定めた計画。

非木材紙

木材以外の植物繊維を原料とする紙で、ケナフ、タケ、バガスが代表的。森林資源を保護する目的で、近年注目されている。ケナフはアオイ科の一年草で、木材ほど年間の供給量が安定しないが、単位面積当たりの収穫量が木材よりも多く、代替パルプとして注目されている。サトウキビの絞りかすを原料とするバガスは、廃棄物の削減や資源の有効利用としても注目されている。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じんなどの微粒子のうち粒径が10ミクロン(1cmの1000分の1)以下のものをいう。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤などに広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。

ポケットパーク

快適な都市環境を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに、良好な都市景観のひとつとなるような小広場のこと。

【ま行】

マニフェスト

産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票。

また、マニフェストシステムとは事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、マニフェストとともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務づけた制度のこと。廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。

【や行】

有機塩素系化合物

有機塩素系化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすいことが知られている。主に金属、機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどがある。

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことであり、平成7年(1995年)に公布され、平成9年(1997年)に改正された法律。平成12年(2000年)に全面施行された。

増大する一般廃棄物のなかで、相当部分を占めている容器包装について、再生資源としての利用を図るために市民(排出抑制)、事業者(再商品化などの促進)、行政(分別収集の実施)それぞれの役割を示し、さまざまな規定を設けている。

【ら行】

リターナブルびん

洗って繰り返し使用できるびんのこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近は減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。

江南市民憲章

わたしたちの江南市は、木曾の清流にはぐくまれた広やかな濃尾平野の北部にあり、伝統にかがやく産業と文化のまちです。

わたしたちは、この江南市を愛し、市民であることに誇りと責任をもちます。

このまちを、さらに明るく住みよい豊かなまちへの願いをこめてこの憲章を定めます。

私たち、江南市民は、

- 1．自然を愛し、美しいまちにしましょう
- 1．心のかよう、温かいまちにしましょう
- 1．健康につとめ、明るい豊かなまちにしましょう
- 1．きまりを守り、住みよいまちにしましょう
- 1．教養を深め、文化の高いまちにしましょう

江南市環境基本計画

平成 14 年 3 月

発行 愛知県江南市

編集 経済環境部環境課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話 (0587)54-1111 (代)